

Ver 1.3

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	福島県玉川村トマト生産農家による木質系ペレットボイラーを用いた温室効果ガス排出削減事業（エコトマト生産販売事業）
プロジェクト 代表事業者名	玉川村加温ハウス組合 組合長 小 針 金 之



提出日 2012 年 9 月 24 日

受理日 2012 年 9 月 24 日

最終版提出日 2012 年 10 月 19 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	玉川村加温ハウス組合 (タマカワムラカオンハウスクミアイ)		
住所	福島県石川郡玉川村大字川辺字和尚平 1 0 0 番地		
代表者氏名	小針金之	担当者氏名	矢部玄幸
担当者所属		担当者役職	監事 (玉川村 企画産業課 主幹兼課長補佐)
担当者 E-mail	m-yabe@vill.tamakawa.fukushima.jp	担当者電話番号	0247-57-4627
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表として、排出削減事業者、プロジェクト参加者を取りまとめ、プロジェクト全体を取りまとめる。		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	小針農園 (コバリノウエン)		
住所	福島県石川郡玉川村大字川辺字和尚平 1 0 0 番地		
代表者氏名	小針金之	担当者氏名	小針金之
担当者所属	小針農園	担当者役職	代表者
担当者 E-mail	なし	担当者電話番号	0247-57-3511
プロジェクトでの役割	木質ペレットを購入し、ハウス加温ボイラーの燃料として使用することで、化石燃料由来の CO2 の発生を削減する。		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	遠野興産株式会社 (トオノコウサンカブシキガイシャ)		
住所	福島県いわき市遠野町滝字島廻 49		
代表者氏名	中野 光	担当者氏名	金成多圭梓
担当者所属	業務部 管理課	担当者役職	課長
担当者 E-mail	info@toono.co.jp	担当者電話番号	0246-89-2165
プロジェクトでの役割	木質ペレットを製造販売することで、化石燃料由来の CO2 の発生を削減する。		
オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者			

事業者名(フリガナ)	福島県石川郡玉川村 (フクシマケンイシカワグンタマカワムラ)
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※5	未開設
ダブルカウントの防止の措置※6	
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>玉川村加温ハウス組合</u>

ダブルカウント の 防 止 措 置 内 容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していませんが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名: _____

その他
具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B：プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】</p> <p>平成20年から、ペレットボイラーと重油ボイラーを併用しての加温を開始している。これにより、燃料費の削減および安定化をはかりつつ、CO2も削減でき、尚かつ、出荷時期を早めることで、トマトの高付加価値化を可能にし、地域経済の停滞を食い止めることができている。</p> <p>また、震災以降、施設栽培のため、放射能汚染の心配も少なく栽培・出荷できることが注目されており、風評被害に苦しむ福島県下において地場農産品の復興にも寄与する内容である。</p> <p>併せてCO2 排出削減など環境への配慮についてもアピールすることで他産地との差別化を図り、高付加価値化を促進するほか、知名度の向上を図ることで地域産業の発展に寄与することが、本プロジェクトの目的である。</p> <p>【内容】</p> <p>以前は、重油ボイラーによる加温を実施していたが、新たにペレットボイラーを設置し、重油ボイラーの燃料使用量の削減を図る。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>トマトハウス内にネポン社製重油ボイラーを設置し、このボイラーにより、化石燃料(重油)を利用し、トマト栽培を行っていた。暖房期間は毎年11月から3月までの5か月間、設定温度は13℃で、期間中の燃料消費量は 12,500ℓである。また、プロジェクトで使用する木質ペレットは、福島県いわき市内外の製材所から排出される製材端材を原料としているが、ペレットとして製造されない場合には、製材端材は、おが粉として畜産農家に提供されていた。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>トマトハウス内に平成 20 年 11 月より渡会電気土木製ペレットボイラー「e ペレ」を新たに設置し、毎年 11 月から 3 月まで約 5 か月間これを利用(燃焼)している。「e ペレ」の発生するカロリーが低いため、既存のネポン社製重油ボイラーを併用することにより、リスクの分散化と化石燃料(重油)使用量の削減を図り、もって CO2 の削減を図りたい。なお、併用時の設定温度を重油ボイラー単体使用と同様に13℃としている。</p> <p>ペレットについては、未利用材で製造されたペレットを遠野興産より購入し使用している(2008～2010 年度)。年間の購入量は6tである。(いわき市内外の製材所から集めた端材をペレットに加工している。)</p>

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))				
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
	乾燥機 (SDD800K-13S)	金子農機 (株)	8	平成 18 年 3 月	おが粉製造 (遠野興産)
	オガ粉砕機 (シュレッダー)		3	平成 18 年 3 月	
	造粒機 (フジカールペレタイザー : 38-600)	カール社	8	平成 18 年 3 月	ペレット製造 (遠野興産)
	造粒機 (ペレタイザー : 500-M.580LS/FF)	ザルマテック社	3	平成 21 年 10 月	
	給湯ボイラー (温水バークボイラー : SKP-300)	小片鉄工所	8	平成 18 年 3 月	
【ボイラ施設】					
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	
PLB 92GR2 型 (eペレ)	グリーン渡会 (株)	7	平成 20 年 11 月	ボイラー効率は現時点で不明のためモニタリング報告時までにはボイラー製造業者が測定する予定	
B.3 プロジェクト実施場所	実施事業所名	【ペレットボイラー設置場所】 小針農園 ハウス 【ペレット製造場所】 遠野興産			
	住所	設置場所 福島県石川郡玉川村大字川辺字十日森 116 番地 製造場所 福島県いわき市遠野町滝字島廻 49			

	<p>概要</p>	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p> <p>福島県石川郡玉川村大字川辺字十日森 116 番地(ボイラ設置場所)</p>  <p>(出展: グーグルマップ)</p> <p>福島県いわき市遠野町滝字島廻 49(遠野興産)</p>  <p>(出展: グーグルマップ)</p>
--	-----------	--

B：プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2008 年 11 月 14 日～2011 年 3 月 31 日 (2 年 5 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2008 年 11 月 14 日 ～2011 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	2.0	2.4	2.4	—	—	6
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	平成 2 0 年度農林業振興事業 / 福島県玉川村					
	補助金額 (申請額含む)	1, 0 4 5, 0 0 0 円					
	補助金の使途	ペレットボイラー導入費用					
	補助対象年月日	2008 年 11 月 14 日 ～ 2009 年 1 月 31 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) (詳細は資料 1-s-1、1-s-2 参照)					
B.9 備考	①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する ②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 機器の買い替え。 ・経年劣化による機器の買い替えがいずれかの時期に発生する。年 1 回の業者によるメンテナンスにより更新時期の早めの見極めをするとともに、更新費用の確保に努める。						

※1:2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。また、限界電源排出係数を適用する排出削減プロジェクトについては、全電源平均排出係数を用いた CO2 削減量の試算を()内に付し、妥当性確認機関による確認を受けること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No.SS- E. 002ver.8.1
	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件1	冬期間のトマトの施設栽培のために、以前は重油ボイラーによる加温を実施していたが、新たにペレットボイラーを設置し、重油ボイラーの燃料使用量の削減を図った。
	C.2.2 条件2	・使用されるペレットの原料はすべて国産材で、切捨て間伐材および製材所から集めた端材をペレットに加工して利用している。
	C.2.3 条件3	<p>【投資回収年数が3年以上であることの証明】</p> $\text{投資回収年数} = \text{設備投資費用} / \text{年間収入}$ $= 14.6 \text{ 年}$ $\text{設備投資費用 (円)} = \text{ボイラー等設備購入費} - \text{補助金額}$ $= 643,500 \text{ 円} - 348,333 \text{ 円}$ $= 295,167 \text{ 円}$ $\text{年間収入 (円)} = \text{年間木質ペレット消費量[GJ/年]} \times (\text{化石燃料購入単価[円/GJ]} - \text{木質ペレット購入単価[円/GJ]})$ $= 113.4 \times (1,867 - 1,689)$ $= 20,186 \text{ 円}$ <p>※木質ペレット購入単価は、遠野興産のペレット熱量実測値及び販売単価より算出。 ※化石燃料購入単価は、ペレットストーブ導入時の A 重油単価（購入伝票ベース）と A 重油発熱量（J-VER デフォルト値）より算出。 詳細は資料 6 参照</p>
	C.2.4 条件4	
	C.2.5 条件5	

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ (BLS)	C.4.1 BLS の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 重油ボイラーによる暖房を継続的に実施していたことに加え、本プロジェクトに使用される分のペレットが生産されなかった。 (ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 該当なし。										
	C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定	(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) これまで使用してきた重油ボイラーは元の場所に残置しており、木質ペレットボイラーのバックアップとしている。 よって、プロジェクトの実施によるバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加はない。										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし。										
C.6 備考		(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし。 (ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。 (プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。										

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に*: ペレットの焼却灰は玉川村の定める廃棄物の処理方法に従って処理する
	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当なし。</p>			
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p>			